

# 三重県食品産業振興会規約

## 第1章 名称と事務所

(名称)

第1条 この会は、三重県食品産業振興会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課内に置く。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、県内食品産業と農林水産業との連携を強化し、地域食品の開発、生産、流通等に関する施策の総合的な推進に努め、食品産業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 食品に関する技術開発、情報収集、研修等の実施。
- (2) 食品の流通、消費に関すること。
- (3) 地域農林水産物の利用高度化の実施。
- (4) 食品産業センターが実施する事業に関すること。
- (5) 関係行政機関への建議等に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 組織と会員

(組織)

第5条 本会は、県内の食品産業関連団体、農林水産業関連団体及び食品製造業若しくは、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(会員)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

食品産業関連団体、農林水産業関連団体  
食品製造業者、本会の目的に賛同する者

(会費)

第7条 会費は、別に定めるところにより、会費納入するものとする。

- 2 既納の会費は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(加入、脱会)

第8条 本会の会員は、所定の様式による申込をし、理事会の承認を得て、加入することができる。

- 2 本会の会員は、所定の様式による届を事務局に提出し脱会することができる。事務局は当該届があった場合、速やかに理事会に報告することとする。

## 第4章 役員、顧問、参与及び事務局

### (役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

理事 若干名、監事 2名、会長 1名、副会長 若干名

### (役員職務)

第10条 理事は、理事会を組織し、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を総轄し、本会の業務の執行を決定する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 理事は本会の事業の推進運営にあたる。
- 5 監事は本会の会計の監査にあたる。

### (役員選任)

第11条 理事及び監事は会員のなかから総会の議決により選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選による。

### (役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (顧問及び参与)

第13条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、特定の重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は、本会の事業遂行に関する重要事項に参与する。

### (事務局)

第14条 本会の円滑な運営を図るため、事務局を置く。

- 2 事務局には幹事若干名を置き、会長が委嘱する。
- 3 幹事は会長の命を受けて、事務処理にあたる。

## 第5章 会議

### (会議)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、会長が随時召集する。
- 3 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数によりこれを決する。  
可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 総会及び理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

### (総会に付議すべき事項)

第16条 次に掲げる事項は総会に付議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画並びに予算の決定

- (3) 事業報告並びに決算の承認
- (4) その他の重要事項

(理事会に付議すべき事項)

第17条 次に掲げる事項は理事会に付議する。

事業計画

- (1) 予算、決算の承認に関する事案
- (2) 規約の変更に関する事案
- (3) その他の重要事項

(部会の設置)

第18条 本会の事業を推進するため、次の専門部会を置き、会議は部会長が主宰する。

- (1) 食品工業技術専門部会
  - (2) ふるさと産品育成専門部会
  - (3) 消費者対策専門部会
  - (4) その他必要とする専門部会
- 2 専門部会の運営については、別に定める。

## 第6章 会 計

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

## 第7章 補 則

(施行細則)

第20条 この規約に定めるものの必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(設立当初の役員)

第21条 本会設立当初の役員及びその任期は、設立の日から昭和61年3月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び予算)

第22条 本会の設立当初の事業計画及び予算は、設立の日から昭和61年3月31日までとする。

附 則 この規約は設立の日から施行する。  
この規約は平成 9年5月20日から施行する。  
この規約は平成10年5月19日から施行する。  
この規約は平成14年6月28日から施行する。  
この規約は平成15年5月14日から施行する。  
この規約は平成16年5月27日から施行する。  
この規約は平成24年7月30日から施行する。  
この規約は平成27年4月1日から施行する。